

第21期第5回高知県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年12月10日(金) 14時00分から15時00分
- 2 開催場所 高知市本町5丁目3-30 高知共済会館 3階「藤」
- 3 出席委員 林田千秋、筒井一水、大木正行、御処野誠、島崎章、
西脇亜紀、川村寛二、山下慎吾、堀澤栄、百田美知(計10名)
署名委員 筒井一水、山下慎吾
県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長
漁業振興課 浜渦課長
内水面漁業センター 飯田所長、稲葉主任研究員
漁業管理課 池課長、織田副参事
事務局 井上書記長、谷口書記、加藤書記
- 4 審議事項
第1号議案 令和4年の第五種共同漁業権に係る増殖目標量について
第2号議案 くみ上げ放流にかかるもくずがにの採捕の承認について(物部川漁業協
同組合)
第3号議案 くみ上げ放流にかかるもくずがにの採捕の承認について(鏡川漁業協同
組合)
第4号議案 くみ上げ放流にかかるもくずがにの採捕の承認について(仁淀川漁業協
同組合)
第5号議案 くみ上げ放流にかかるもくずがにの採捕の承認について(新荘川漁業協
同組合)
第6号議案 くみ上げ放流にかかるもくずがにの採捕の承認について(四万十川漁業
協同組合連合会)
第7号議案 くみ上げ放流にかかるもくずがにの採捕の承認について(松田川漁業協
同組合)
- 5 報告事項
(1) あゆ王国高知振興ビジョン(案)の検討状況について
(2) うなぎ稚魚(しらすうなぎ)採捕による混獲調査について
- 6 議事内容
井上書記長 定刻となりましたので、ただ今より第5回高知県内水面漁場管理委員
会を開催いたします。
それでは本日の会議ですが、委員定数10名全員にご出席していただい
ておりますので、高知県内水面漁場管理委員会会議規則第4条により会
が成立していることをご報告いたします。
では、会議規則第1条に従いまして、林田会長に議長をお願いしたい
と思います。
それでは会長、お願いいたします。

林田会長

本日は年末の大変お忙しい中、委員の皆さま方にはご出席いただき心から感謝申し上げます。

それでは、早速ですが水産振興部の部長から、挨拶をお願いします。

松村部長

第5回内水面漁場管理委員会の開催に当たりましてご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、年末の何かとご多用中のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

まず新型コロナウイルスの感染の状況でございますけれども、県内では1ヶ月近く新規感染者が0という日が続いておりまして、全国でも減少傾向が続いております。ようやく経済活動の回復の兆しも見えてきたという風に考えておりますが、そうした中、新たな変異株でありますオミクロン株の方の感染拡大が心配されておりまして、水産物の需要の書き入れ時であります年末年始に影響が出ないか心配をしているところでございます。

また、小笠原諸島での海底火山の噴火に伴います軽石が、沖縄、或いは奄美地方、さらには伊豆諸島にも漂着しておりまして、高知県の沖合にも10月末、或いは11月の下旬に目撃の情報が入っております。JAMSTECさんのシュミレーションでは、12月20日前後には、足摺岬から少し西の方へ、柏島とか沖の島の方面に近づいてくるといった予測もされておりまして、こちらの方も非常に心配な状況でございます。県としても警戒及び対策を進めていきたいと思っております。

また、令和3年度のうなぎ稚魚の特別採捕の取扱方針の案について、前回の10月14日に開催されました当委員会におきまして、委員の皆様方から、アユ資源への配慮などの観点から、採捕期間を中心に様々な意見を賜りました。翌日に開催されました海区漁業調整委員会では、採捕される方から出来るだけ早い時期から捕れるようにというご意見もいただいたところでございます。それぞれの委員会のご意見を受けまして、県といたしましては提案をいたしました案で今年度の取扱方針を施行させていただくことにさせていただいております。それぞれの委員会で、それぞれ賜りましたご意見につきましては、たいへん重く受け止めております。当委員会におきましては今後とも、河川資源の適切かつ有効な利用のためにご意見を賜りたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます

本日、ご審議いただきます議案は7件でございます。

第1号議案は、「令和4年の第五種共同漁業権に係る増殖目標量について」です。これは、漁業法において第五種共同漁業権の免許を受けた者

は、漁業権対象の水産動植物の増殖を行わなければならないことが定められておりますことから、令和4年に行う種苗の放流量などについて、決定していただくものです。

第2号議案から第7号議案は、モクズガニ資源の増殖のために各漁協が行います、くみ上げ放流について、委員会指示の適用除外のご審議をいただくものです。

また、報告事項については、2件お願いをしております。1つ目は現在県において策定を進めております、アユを活用した振興策でございます、あゆ王国高知振興ビジョンの案について説明させていただきたいと考えております。2つ目は当委員会からもご要請いただいておりますシラスウナギ採捕の際のアユ等の混獲調査について、ご報告させていただきたいと思っております。

委員の皆様にはご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

林田会長

ありがとうございました。

それではただいまから、会に移りたいと思います。

本日は委員の皆様全員にご出席いただいております。ありがとうございます。

次に、議事録署名委員ですが、本日の議事録署名委員は、筒井委員、山下委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが議題に入ります。

第1号議案「令和4年の第五種共同漁業権に係る増殖目標量について」、事務局の説明を求めます。

谷口書記

それでは第1号議案、「令和4年の第五種共同漁業権に係る増殖目標量について」ご説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

資料を一枚めくっていただきまして、1ページをお願いします。

最初に、増殖目標量につきまして、簡単にご説明させていただきます。現在、県内の内水面におきましては、15水系、17の内水面漁協及び漁連にアユ・ウナギなどの第五種共同漁業権を免許しておりますが、漁業法第168条によって漁業権を免許された漁協は、漁業権対象魚種の増殖活動を行うことが規定されています。

そのため、本県では毎年、種苗放流などの増殖目標量や増殖活動の実施期間を本委員会でご決定いたしまして、1ページ2ページの内容で県公

報へ掲載し、その増殖活動の履行につきまして指導しております。

それでは、3ページをお願いします。左の表は、令和3年の各漁協の漁業権対象魚種の目標量と放流実績を整理したものです。

ほとんどの漁協におきましては、目標量以上の放流を実施されていますが、安田川漁協でウナギについて下回っております。こちらについて個別に確認をさせていただきましたところ、事前に魚種別の予算が決まっており、特にウナギについては単価が高く、予算いっぱい数量しか放流できなかったとのことでした。

また、モクズガニについては、内水面漁連の種苗生産が停止しており、他県からの調達もできなかったことから、昨年に続き全ての漁協で放流実績がありませんでした。先に説明したとおり、漁業権対象種には増殖活動が漁業法で規定されていることから、早期の放流用種苗の確保について内水面漁連と検討をしているところです。モクズガニの令和3年度の増殖実績と令和4年度の目標については、後ほど詳細に説明します

次に右の表ですが、こちらは放流以外の増殖活動ということで、アユの産卵場の造成が主体になっており、その他カワウや外来魚の駆除活動などが実施されております。

4ページをお願いします。

こちらは、上の表が各漁協の河川利用者数、下の表が増殖事業収入の経年変化でございます。

直近の令和2年は、河川利用者数が約15,900人、増殖事業収入が約1億200万円となっております。

右側のグラフを見ていただきますと、河川利用者数・増殖事業収入ともに、令和元年度と比較してやや増加しております。この主な原因としては、平成30年7月に発生した西日本豪雨の被害を受けた河川の復旧が一定進んだことや、新型コロナウイルスの影響による自粛や規制が一定緩和されたことなどが主に考えられます。

5ページをお願いします。

令和4年の増殖目標量について、その算定方法と、変更になった増殖目標量について記載しています。

まず「1 増殖目標量の算定方法について」ですが、増殖目標量は、各漁業権者から、組合員数、賦課金、行使料、遊漁券発行枚数及び金額、種苗放流やその他産卵場造成などの増殖活動の実績等を調査し、そこか

ら河川規模、組合員数、遊漁券の年券換算の実績を数値化し、その数値をランク区分する方法でアユにおける増殖目標量を算出しております。

アユ以外の魚種「ウナギ」「アマゴ」「モクズガニ」については、このアユにおけるランク分けによる算出値を参考に、放流実績等を勘案して決定しております。また、吉野川上流の「いの町本川漁協」については、アマゴを主体としておりますので、アユの代わりにアマゴをベースに決定しております。

コイにつきましては、コイヘルペスの関係によりまして目標量は示さないとしております。

そして、「2 令和4年の増殖目標量について」ですが、ご説明した方法で算定した結果、松田川漁協がDランクからEランクへ変更となり、それに合わせてアユ、ウナギ、モクズガニについての増殖目標量も引き下げることとしています。

詳細をご説明します。6ページをお願いします。

表の一番上、野根川漁協を一例にランク分けをどのようにするかご説明します。

まず①河川規模が14.25Kmということで、左下の表「点数配分区分表」を見ていただきまして20km未満ということで1点、

次に上の表に戻っていただきまして、②組合員数は171名で、左下の区分表で100～299人の範囲と言うことで2点。次にまた上の表に戻って頂いて③利用者数年券換算ですが、こちらは遊漁券には日券と年券がございますが、日券を年券価値に換算しまして155枚、左下の区分表で100～299枚の範囲ということで2点となります。

以上、河川規模1点、組合員数2点、利用者数年券換算2点の合計が5点となります。

この5点を右下の点数ランク換算表でみるとEランクとなり、アユの増殖目標量が30kg、うなぎの増殖目標量が10kgとなります。

このような作業を漁協毎に行ったのがこの6ページの表となります。

なお、上の表の③利用者数年券換算についてですが、表の下の※3の2行目のとおり、漁業権対象種の採捕状況によって漁業権発行枚数が大きく年変動することから、その影響が緩やかになるように5中3平均を採用しています。

この5中3平均とは、過去5カ年のうち、遊漁券発行金額の最も多い年と少ない年を除いた3カ年の平均をとる方法です。

その結果、上の表の右側から2番目の令和4年(案)のランクですが、松田川漁協が昨年のDランクからEランクに変更となっております。

7ページをお願いします。

こちらにつきましては、先程説明しました算定方法により算出した、令和4年の増殖目標量です。

松田川漁協についてランクに変更があったため、増殖目標量を変更しております。その他の漁協については変更はございません。

なお、モクズガニについても、増殖目標量はR3年度と同様としております。先ほど説明しましたとおり、内水面漁連の生産は停止しているものの、各内水面漁協はモクズガニの漁業権の存続を強く希望していること、内水面漁連も放流の再開を目指す意思があること、そして、各内水面漁協において令和3年度は放流以外の方法で増殖行為が行われており令和4年度も増殖行為が計画されていることから、令和4年についても漁業権を維持し、増殖目標量を据え置いております。具体的な増殖行為の実績と計画について、8ページをご覧ください。

これは各内水面漁協から聞き取りを行ったR3年の実績とR4年の計画です。まず左側のR3年の実績をご覧ください。各漁協で堰堤や魚道をカニが遡上しやすくするような取り組みや、くみ上げ放流による取り組みが行われました。四万十川ではゴリを漁獲するために設置する上り落としうえという漁法で混獲される稚ガニ捕獲し、四万十川上流くみ上げ放流を行うとともに、天然の遡上が見込めない嶺北漁協の河川へも放流を行いました。

またR4年についてもこういった方法でモクズガニの増殖行為についての計画が各内水面漁連から示されておりますことから、漁業管理課としては内水面漁連が種苗生産を再開するまでの一時的な措置として、漁業権維持のための増殖行為として認めて参りたいと考えております。

なお、高知県内水面漁場管理委員会指示第100号では、12月1日から翌年7月31日までのモクズガニの採捕を禁止しており、R4年にくみ上げ放流を計画している、右から2列目に○がついている、物部川漁協、鏡川漁協、仁淀川漁協、新荘川漁協、四万十川漁連、松田川漁協につきましては委員会指示の適用除外の承認が必要なことから、2号議案から7号議案でそのご承認について後ほどご説明させていただきます。

それでは、資料1、2ページにお戻りください。

これは県公報へ登載予定の公告案で、令和4年の河川別魚種別の放流量と、産卵場造成等を含めた総合的な増殖活動、期間等を記載しておりま

す。

魚種別の放流量につきましては、先程説明しました様に、松田川漁協についてのみ変更となっております。

また、アユなどの種苗放流以外の増殖活動等につきましては、例年どおり産卵場の造成、遡上・降下の助長など総合的な増殖活動に取り組むこととしております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

林田会長

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

島崎委員

モクズガニの稚ガニですが、吉川で作るに当たってのデータや資料があると思うのですが、ないでしょうか。

西山副部長

もちろん、長年積み重ねた技術でございますので、飼育日誌等のデータとしては残っておりと認識しておりますけれども、人がやることでございますので、生物と向き合って大事に育てるという技術が不可欠だと思われま。先ほど担当の説明でもございましたとおり、内水面漁連さんの方からは、種苗生産を再開したい、漁業権を維持したいというご要望をいただいております。組合長会でもそういう決定をいただいております。現在、事務的に、人の体制や技術の再習得のハードルがございますので、県外でやっている施設での研修、或いは技術研修等含めて、ご指摘いただいたこれまでのデータを参考にしながら、再度技術を確立したうえで、生産を再開したいというご意向ですので、県としても引き続き支援をさせていただきたいと考えております。

林田会長

他にご意見ございませんでしょうか。

(「なし」という者あり。)

林田会長

ご意見がないようでしたら、第1号議案「令和4年の第五種共同漁業権に係る増殖目標量について」は、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という者あり。)

林田会長

それでは、ご異議がありませんので、原案のとおり承認いたします。
続きまして第2号議案から第7号議案、「くみ上げ放流にかかるもくずがにの採捕の承認について」、事務局の説明を求めます。

谷口書記

それでは、事務局から説明をさせていただきます。
なお、2号議案から7号議案については、申請者を除いた内容は重複をいたしますので、まとめて説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

まず、机の上に置かせていただきました1枚紙の資料をご覧ください。
高知県内水面漁場管理委員会委員会指示第100号では、12月1日から翌年7月31日までのモクズガニの採捕を禁止しておりまして、国の機関、もしくは地方公共団体、又は本委員会の承認を受けた者については、適用除外の対象としております。そして今回、先の議案でご説明いたしましたとおり、物部川漁協をはじめとする6つの漁協から、令和4年にくみ上げ放流を行うために、この委員会指示の適用除外の申請がございましたので、そのご承認のお願いをするものです。

まず、資料2の1ページをご覧ください。
それでは、資料2の1ページをご覧ください。こちらは物部川漁協から内水面漁場管理委員会の会長あてに提出された委員会指示の適用除外申請書の写しです。内容を読ませていただきます。

1 目的

モクズガニ資源の増進を目的としたくみ上げ放流を行う

2 適用除外の許可を必要とする委員会指示

高知県内水面漁場管理委員会指示第100号
(もくずがにの採捕の禁止についての指示)

3 採捕の期間

許可日から令和4年7月31日

4 採捕区域

町田統合閘より下流の物部川本流、国分川、香宗川、野洲川及び鳥川の本支流

5 使用漁具及び漁法

すくい網、しき網、上りうえ

となっております。

続きまして資料3の1ページをご覧ください。こちらは鏡川漁協、資料4の1ページは仁淀川漁協、資料5の1ページは新莊川漁協、資料6の1ページは四万十漁連、資料7の1ページは松田川漁協となっており、採捕の区域や漁法については若干の違いはございますが、これら全て、モクズガニ資源の増殖のためのくみ上げ放流のための申請となっております。本県のモクズガニ資源は、委員会指示と漁業権によりセットで無秩序な採捕から保護してきた経緯があり、本申請はモクズガニの資源管理に資するものと認められます。

なお、使用漁具に上りうえといった漁業調整規則第33条で知事の採捕許可が必要な漁法を希望している漁協がございます。こういった漁協に対しては本委員会でご承認をいただけましたら、知事の採捕許可の手続きを進めさせていただきます。

以上で説明を終わります。物部川漁協、鏡川漁協、仁淀川漁協、新莊川漁協、四万十川漁連、及び松田川漁協が行うモクズガニのくみ上げ放流を適用除外の対象としてとすることについて、よろしくご審議のほどをお願い致します。

林田会長

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」という者あり。)

林田会長

ご意見がないようでしたら、第2号議案から第7号議案、「くみ上げ放流にかかるもくずがにの採捕の承認について」は、適用除外の対象と承認してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」という者あり。)

林田会長

それでは、ご異議がありませんので適用除外の対象と承認することといたします。

それでは報告事項の一つ目、「あゆ王国高知振興ビジョン（案）の検討状況について」、事務局の説明を求めます。

浜渦課長

漁業振興課長の浜渦でございます。私の方から、あゆ王国高知振興ビジョン（案）の検討状況につきましてご説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

資料8を1ページおめくりいただきまして、あゆ王国高知振興ビジョ

ン（案）の概要についての資料をお願いいたします。

当課では本年度、この振興ビジョンの策定を行っておりますが、この策定に至った経緯について簡単にご説明させていただきます。昨年度、四万十町長ほか、アユに造詣の深い方々から知事に対しまして、アユのポテンシャルが高知県では十分に活かされていない、アユを活用した観光や地域振興の計画を作ってそうした取組を進めていただきたい、という風なご提言がございました。このため、本年度、有識者によります検討会議を設けまして、現在検討を進めているところでございまして、この会議には林田会長、西脇委員にもご参画をいただいております。これまで3回の会議を開催いたしまして、まとめたのが本日お示しをしております振興ビジョン（案）の概要、それから次のページ以降に本体を提出しております。

概要につきまして、このページで簡単に説明させていただきます。

まず、策定の目的でございしますが、先ほど説明させていただきましたとおり、アユを活用した観光や地域振興の将来像を共有しますとともに、有効かつ持続的にアユを活用するための共通の指針を示すことが目的でございします。このビジョンの位置づけとしましては、地域住民、事業者、行政が協働して展開すべき振興策について、ビジョンの柱ごとに具体的な取組を総合的かつ体系的に整理したものでございします。このビジョンの具体化におきましては、重要度の高いものから優先的に進めるものとして、必要に応じて産振計画に位置づけ、県や市町村、事業者が連携して進捗管理や必要な支援を行うこととしております。期間につきましては、第4期高知県産業振興計画の期間にあわせてございまして、計画のリバイスを4年に1度、産振計画のリバイスに合わせてやっていきたいと考えております。

4の施策の体系でございしますが、ビジョンの4つの柱ごとにそれぞれの取組を整理しております。まず1つ目の柱としまして、高知のアユに触れられる機会づくりとして、観光や食、釣り、情報発信の取組を整理しております。2つ目の柱としまして、高知のアユで外貨を稼ぐ仕組みづくりとして、加工や流通販売の取組を、3つ目の柱としまして、高知の川遊びの文化を維持する仕組みづくりとして、体験や教育、最後に4つ目の柱としまして、高知のアユを持続的に活用するための仕組みづくりとして、資源の回復や保全の取組を整理しております。

最後の5でございしますが、取組の進捗確認につきましては、来年度新

たに設置を予定しております、あゆ王国高知振興ビジョン推進協議会という協議会を立ち上げまして、そこで取組状況の確認と助言を実施していく予定でございます。

今後、パブリックコメント、それから1月には第4回の開催をいたしまして、最終的にビジョンを策定して周知を図ってまいりたいと考えております。来年度からはビジョンの具体化につきまして進めてまいりたいと考えております。委員の皆様方におかれましては、ビジョンの具体的な取組を進めるにあたりましてご理解とご協力をお願いしたいと考えております。私からの説明は簡単でございますが、以上でございます。よろしく願いいたします。

林田会長

ただ今、説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

島崎委員

観光、食、釣り、加工、流通はアユが捕れるとしての想定ですね。次に資源回復、保全の実施とあり、現在の河川の状況についてお話があったと思いますが、有識者の方はどのような認識をされていたのかお聞かせ願えますか。

浜渦課長

検討会議の中で、アユを活用する部分とアユを守り育てていく部分の2つが重要だということで委員さんからもご指摘がございました。もとの提言の趣旨といたしましても、資源が保全できて十分活用できた上で、こういった形で様々なところで活用していくという計画を作っていたきたいという趣旨でございましたので、もちろん県としましても資源の回復、保全という土台のもとに活用を進めていきたいと考えております。

島崎委員

私がお伺いしたいのは、有識者の方々が現在の河川の状況についてどのくらい認識しているのか、その上でこのような策をとっていきたい、それだけのアユを捕る環境に河川があるのかということをお伺いしております。

浜渦課長

先ほども申しましたとおり、漁業関係者として林田会長や四万十川漁連の会長さんにも入っていただいております。それから西脇委員さんにも入っていただいております。そういった部分については、そういった方々から現状の認識を共有させていただいております。その他の観光界の方々からの意見も踏まえて取り組みを進めたいと考えておりま

す。

島崎委員

分かりました。

林田会長

観光面や環境面の方々も一緒に話をして、アユの資源を守りながらという話も出てきていますので、ぜひ期待していただきたいと思います。

島崎委員

環境については、県や国の方からもいろいろ援助があると考えて良いでしょうか。

林田委員

始まったばかりでこれからのことですので。

島崎委員

頑張ってください。

御処野委員

大変良いことだと思います。私も県外から来て、高知県のアユを何故もっと出さないのだろうとずっと思っていました。

私は野根川漁協の組合長をやっておりますが、東洋町はボンカンとサーフィンを推している、観光といたらなんで川をもっと推さないのだろうと思っていました。すごく良い取組だと思うのですが、これは、高知県全体の河川のアユをPRしていくのか、それともうちの漁協やりますと手を挙げた漁協だけなのか、野根川としてもやりたいのだけれども馬力がなくて入っていけないというがあるので、もし県の方からお誘いいただけたら、うちとしてはやりやすいのですが。

浜渦課長

ビジョンにつきまして県全体で取り組んでいくべき、目指すべきビジョンとして、こういった姿に持って行きたいということで整理をしております、具体化につきまして来年度以降に、先ほど申しました推進協議会の方で、例えば河川でこういった取組ができないかということ投げかけたりとか、プレイヤーを探したりとか、そういった形で具体的な取組を考えていきたいと思っておりますので、ぜひとも野根川さんについても一緒に取り組んでいただければと考えておりますのでよろしくお願いたします。

西山副部長

付け足しまして、単独の河川、流域のある地域だけで取り組めることもあると思いますが、県内全体の河川がみんな協力して取り組むということが出来ればいよいよ素晴らしいなと我々も思っております。その辺については、取組予定を課長が申し上げましたように、誰がプレイヤーになるか、そして周りの行政の人間、或いは観光の人間がどのようなサ

ポートが出来るかという視点で組み立てていきたいという風に考えております。話の内容によっては内水面漁場管理委員会でもご議論頂く場面も将来的には出てくるかも知りませんので、その際はよろしくお願いたします。

島崎委員

すみません、直接は関係ないですけども、観光の付加価値として周辺で遊べる環境を整えていただいたら、河川もずいぶん違ってくると思いますので、そういう魅力ある地域にも育てていかなければと思います。

西山副部長

これはアユの資源をメインに考えたことですが、それに関連して周辺の観光施設やソフト対策も含めて、どう括りつけていくかということも大事な視点だと思いますので、この委員会で賜ったご意見として意識しておりたいと思います。先ほど課長の説明にもありましたように、パブリックコメントも今後とっていきますので、もしご興味がおありであれば、今日お配りした資料をお読みいただいて、パブリックコメントの方にもご意見をお寄せいただけたら非常にありがたいと存じます。

山下委員

すみません。先ほどのビジョンの中でアユ資源の活用に向けた資源回復や保全の実施ということが入っています。これには河川環境を良くするということが入ってくると思いますが、その場合、河川管理者が関わっていないと実際に動きにくいのではないかと思うのですが、今、役割分担を見ると、県の河川課や国などの河川管理者が入っていないようですが、関わる予定はないのでしょうか。

浜渦課長

総論的に行政として記載をしております。先ほど委員からご指摘のあった河川環境の保全というところにつきましては、現在個別で、例えば物部川でありますとか奈半利川でありますとか関係者が集まって取り組んでおりますので、そういったことを各河川でそれぞれの担当で行っていただきたいというのが目指す姿としてここに提示をしております。具体的な取組につきましては、河川ごとにそれぞれの取組をあげて、それぞれのプレイヤーが進めていくという風に考えております。

山下委員

要するに各河川で具体的な案が出てきたら、河川管理者と協働して今後進めていくということですね。分かりました、ありがとうございます。

林田会長

それとですね、うちが活動を始めたところですけども、町との協定を結びまして、建設業者なんかを巻き込んで、子どもたちが川で遊べるような環境づくりをしようということで活動を始めております。こうい

ったものが始まったので、我々も動いていこうよということで、町の方ともタイアップして協定を結びましたので、これからもどこの河川でもこういった取組をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

浜渦課長

ありがとうございます。

百田委員

ひとつよろしいですか。私は食文化の方なのですが、ここにも食とありますように、アユの食は食べるだけでなく文化になりますので、農林水産省様と別ですけども、文化庁の方でもいろいろと食絡みでも、認定などをしておりますので、そこに高知県も参加していただきたいと思います。ぜひこの内容を文化庁絡みでも何か出来ることがあったら、アユのこういうこともしていただきたいと思います。

林田会長

そうですね。発展していきたいですね。
他に何かご意見ございませんでしょうか。

(「なし」という者あり。)

林田会長

ご意見がないようですので、報告事項の二つ目ですけれども、「うなぎ稚魚（しらすうなぎ）採捕による混獲調査」について、事務局の説明を求めます。

谷口書記

こちらにつきましては、内水面漁業協同組合連合会や当委員会からもしらすうなぎの採捕に係る他生物の混獲調査についてご要望がございましたことから、今年度から調査を行うことといたしましたので、調査内容についてご説明させていただくものです。詳細な説明につきましては、計画の立案や調査を主に担当している高知県内水面漁業センターからご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

稲葉主任研究員

今、紹介にあずかりました、内水面漁業センターの稲葉と申します。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

資料の一番後ろについております、シラスウナギ混獲等調査の計画についてご説明いたします。

目的ですが、事務局の方から説明があったとおり、シラスウナギの採捕の際にアユの稚魚が混ざるのではないかという心配の声があがってお

りますので、調査を行うことにしております。

2の日程についてです。調査は5回行う予定としております。11月22日を初回といたしまして、12月21日までの5回を予定しております。内3回は既に終了しております。詳細は現在分析中ですが、アユの仔魚が浦戸湾湾口に近い地点で結構たくさん集まっておりました。シラスウナギについては、今週火曜、12月7日に行った調査で2匹だけ捕れたという結果になっております。

3の調査地点についてです。調査地点は3地点設定しております。湾奥部分が南新田町の鏡川の河口に近い位置に設定しております。湾口に近い部分が、初回は貴船地区で行いましたが、2回目以降は種崎の灯台で実施しております。もう1地点が、湾の中央部分、初回は横浜地区で調査を行いましたが、2回目からは瀬戸の船溜まりで調査を実施しております。

4の調査要員についてです。調査は1地点につき3名で行っております。

5の調査方法についてです。調査に用いた用具ですが、自動車用のバッテリーに12ボルトの電球をつないだ水中灯、それからすくい網、バケツを1地点当たり3個、合計9個のバケツを使っております。それからプランクトンネット、電池式のエアレーション、70パーセントアルコールが入ったサンプル瓶などを準備して行っております。

続きまして調査の時間についてです。日没後、18時から19時までの1時間の間、水中灯を用いたすくい網を行っております。

方法については、まず、すくい網でシラスウナギやアユの仔稚魚等を採捕し、バケツに入れて生かします。この際シラスウナギを狙って、採捕して収容するバケツ、それから、灯火に集まったアユの仔稚魚を採捕して収容するバケツ2つの合計3つを使っております。次のページに簡単な模式図を載せております。シラスウナギを入れるバケツですが、エアレーションをした状態で、シラスウナギが捕れたら入れ、混獲された魚も自然に入ります。それから、アユの仔稚魚を狙って採捕した場合は、エアレーションをしているバケツとしていないバケツの2種類に交互に収容してそれぞれの生残率を調べるという調査を行っております。

6の結果のとりまとめ方法についてです。シラスウナギの採捕数、アユ等の仔稚魚類の採捕数、それから採捕を終えてから1時間後の生残率

を見て、混獲後の生残率や生残率の向上の効果があるのかということ
を調査しております。

最後に時間割ですが、これは細かい時間ごとの内容を載せております。
簡単ですが以上で終わります。

林田会長

何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

西脇委員

すみません。調査は鏡川だけで行われるのでしょうか。

稲葉主任研究
員

浦戸湾で行っております。関係する河川の中で一番大きいのは鏡川と
なっております。

林田会長

今年はまだ鏡川だけで行うのですよね。

稲葉主任研究
員

はい、鏡川だけです。

林田会長

他に何かございませんでしょうか。

川村委員

すみません。ウナギについて、令和5年に知事許可漁業に移行という
ことになっておりまして、情報提供させていただきたいと思いますが、
よろしいでしょうか。

(川村委員、資料を配る)

川村委員

水産庁の技術的助言と、全国の採捕期間が載った新聞の資料の2部
ずつお配りしております。

A4サイズの水産庁の助言についてお話ししたいと思います。皆さんご存
知のとおり、シラスウナギの資源がきれてきていて、資源を守っていかな
ければいけないということになってまいりました。今まで、それから
今年、来年と特別採捕という形で採捕をすることになると思うのですけ
れども、どうしてもIUU漁業と言いまして、違法、無報告、無規制です
ね、ウナギがちゃんと資源管理できていないということで、それを正常
にしなければならないというような時代になってまいりました。

そこで、70年ぶりの漁業法改正に伴い、特定水産動植物としてアワビ、
ナマコ、ウナギの稚魚を位置づけて、まず罰則が強化されます。現状特
別採捕許可ですと、6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金ですが、こ

れが 3000 万円まで跳ね上がるということになっております。

それから、資源を守るために、県も国も厳しい取締りをしていこうという方向になっております。そこで、罰則を強化するに当たって、特別採捕許可のような、どちらかといえば緩い括りでは出来ないと、法務省の方から、やはりちゃんとした知事許可漁業として、件名をつけた分類として取締りを進めるべきだということで、国がこういう方針をとっていったということでございます。知事許可漁業移行に向けて規定されているんですけども、書いてある文書はこのとおりですけども、中ほどの「知事許可漁業によるシラスウナギの採捕は、内水面漁業の振興に関する法律第 26 条第 1 項に基づく我が国のうなぎ養殖業における国内全体の池入れ数量を満たすシラスウナギを供給することを主な目的とすべき」という風を書いております。

ちなみに、私は全日本持続的養鰻機構という組織の理事もやっております、中国とか台湾も行ったりと、ワシントン条約関係のロビー活動を行っているのですけれども、皆さんよくご存知だと思うのですが、ジャポニカのウナギというものはグアム島の先の方で生まれまして、海流に乗って、台湾、中国、韓国を経由して日本の方に来ると言う流れになっております。そこでこの、台湾、中国、韓国、日本の 3ヶ国 1 地域で、これ以上捕ってはいけないという量を決めましょうということで、決まりました。日本の枠、これ以上入れてはいけないという量が 21.7 トンと決まっております。これがありまして、水産庁としては、2 年程前、大漁の時に 21.7 トン近くになったところで全国の採捕を禁止しました。これが 1 つの資源保護のやり方になっているということが基本としてあります。

ここで、また戻りますが 1 ページ目の、大幅に罰則が強化されるに当たりまして、「制限措置、許可の条件等を含む規制の方法について、早急に関係者間の協議、紛争の防止や解決等を進め、適切な制度を構築されたい。」という風を書いております。具体的に、私ども内水面委員、海区の委員さん、或いはここに関わる利害関係者の方々もそうだと思いますが、そういう方たちとよくよく話し合って、ちゃんとした高知県の知事許可漁業として、皆さんに理解していただけるようなものを作っていかなければならない、時間が令和 5 年 12 月ですので、1 年半程しか時間がありません。ですから早急にこういった目的意識を持って、動かねばならないと思います。

私は前回の委員会の翌日に開催された海区委員会を傍聴させていただいたのですが、やはり漁の期間については大手合併漁協さんの方から、徳島県並みの漁期にして欲しいというご要望が出ておりました。資料の新聞を見ると、徳島県は 12 月 15 日から 4 月 15 日まで、高知県は 12 月

12日と書いておりますが、内水面の接続地域は12月23日から3月12日となりますので、徳島県の方が1ヶ月以上長い漁期となっております。この問題については今、ここで述べる問題ではありませんが、ただ、内水面の意見と、海面の意見が異なるということだけは、はっきりしております。そこでお互いが歩み寄って、理解できるような方向性に持って行く必要があるのではないかと思うわけです。

次に2ページ目に行きまして、「制限措置は、知事があらかじめ具体的に定めて公示するものであり、制限措置と異なる内容により知事許可漁業を営んだ場合は違反に問われるものであることから、例えば『漁業者が同意した区域』といった、第三者により決定され変わりうるものとするは適切ではない。」とあります。要は、今回もあちこちで採捕期間に10日間程の差が出ておりますが、採捕期間が場所によって違うということをしなさいと下さいということ。それと、日本全国で捉えれば、県境を越えただけで1ヶ月も2ヶ月も採捕期間が乖離することがないように調整して下さい、ということが書かれております。

次に3ページ目の、「内水面振興法に基づくうなぎ養殖業への種苗供給を主な目的とすることから、都道府県内の養鰻業者に限定した供給や合理的な根拠のない採捕数量の制限を条件とすることは適当ではない。」とあり、つまり、現状高知県は350キロとなっておりますが、これについては水産庁の方としては、もう少し実情に応じた数字にして欲しいという意味だと思います。

それから、「漁業取締りや水産流通適正化法の適用を念頭に必要な制限を付すことは差し支えない。」とあり、ここが一番大事なところになるかと思いますが、当然、取締りや流通適正化法を、ナンバリングをかけていく方法を県の漁業管理課も一生懸命考えてくれています。こういった形で、なんでもかんでも有りということではないということです。

ここで、内水面の私たちと海面の方たちもよく話し合っ、例えば、海区の委員会さんの方で長い採捕期間を言ってきたとして、一方的に内水面が押し切られるのはいけないと思います。やはり、内水面には内水面の立場があるし、その辺のところは、私たちの資源保護を、特にアユが絡んできますので、アユを大事にするためにどうするのかという私たちの主張もしっかりと伝えていく必要があると思います。

具体的に、こういった時代の流れの中で、漁師さんの一部の方は自分さえ儲かれば良いという考えの方も若干お見えになるかもしれません。しかし、ちゃんとしたスキームを作って、高知県のシラスウナギの流通、集荷に関して、しかるべきルートを通っていけば、それなりのコストがウナギやアユの放流のコストに回すことが出来る、資源保護の取組に対してコストを使うことが出来るスキームを作って、要は、先ほどのあゆ

王国の話もそうですが、資源保護とアユの振興が非常に似ていると思うのですけれども、ウナギもそういった形で捕り尽くすのではなく、捕る過程でルールを決めて、フィードバックして、内水面の方たち、或いは資源保護、種苗の確保に有効になるような体制を作っていくことを、この1年間で話し合う時期に来ているのではないかとということでございます。

それで、海区の委員会さんの方で、合併漁協の組合長さんもよく知っておりますが、非常に冷静な方で自分の一方的な意見だけを言う方ではありません。ですから、話し合いの場ではきっと良い妥協案を示してくれると思います。そういった意味で、今後、この内水面の特に関係する方と、海面の関係する委員の方で、非公式で構いませんので、ぜひとも情報交換会をして、コンセンサスを進めていきたいと考えております。いきなり本番の委員会で結論ということになりますと、非常に恐ろしいことになると思いますので、両方が理解出来る落としどころを作るという方向で、非公式の会を今後持って、学識経験者の方たちにも聞いていただいて、そういった話し合い、コンセンサス、合意、共存、共栄といった考え方のもとに事が進んでいくように、ぜひとも皆様のお力をお借りしたいという風に思います。以上でございます。よろしく願いいたします。

林田会長

伺いましたが、何かご意見ございませんか。

この問題は前回からぐらぐらした状態が残りまして、内水面漁連としてもやはり、先ほど言われたとおり、海区の方との県を交えた話し合いをして、そこで決められる形を作らねばならないと思っておりますので、ウナギのことは1つのところで決まるようなことではないようなので、海区とも話し合いをしたいなという感じではございます。また、そういう機会を作っていただければ、ぜひ一緒に考えたいと思います。

川村委員

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

林田会長

他にご意見ございませんでしょうか。

(「なし」という者あり。)

林田会長

ないようですので、これをもちまして第5回高知県内水面漁場管理委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

本書は、第 21 期第 5 回高知県内水面漁場管理委員会の議事録に相違ありません。

議 長 林田 千秋_____

議事録署名委員 筒井 一水_____

議事録署名委員 山下 慎吾_____